



鳥取県公報

平成 30 年 9 月 21 日 (金)
号外第 80 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 訓 令 鳥取県職員表彰規程の一部を改正する訓令 (13) (人事企画課) 2

訓 令

鳥取県訓令第13号

鳥取県職員表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年9月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県職員表彰規程の一部を改正する訓令

第1条 鳥取県職員表彰規程（昭和41年鳥取県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(部長表彰等の報告等)</p> <p>第9条 部長及び総合事務所長は、部長表彰又は総合事務所長表彰を行ったときは、<u>別記様式</u>により知事に報告するものとする。</p> <p>2 部長及び総合事務所長は、知事表彰を受ける職員として適当であると認める者が部長表彰又は総合事務所長表彰を受けることなく速やかに知事表彰を受ける必要があると認める場合は、<u>別に定めるところ</u>により知事に推薦することができる。</p> <p>3 知事は、企業局及び病院局の局長、議会、人事委員会及び監査委員の事務局長並びに教育長から、<u>別に定めるところ</u>により知事表彰を受ける職員として適当である者の推薦を受けることができる。</p> <p><u>別記様式（第9条関係）</u> 略</p>	<p>(部長表彰等の報告等)</p> <p>第9条 部長及び総合事務所長は、部長表彰又は総合事務所長表彰を行ったときは、<u>様式第1号</u>により知事に報告するものとする。</p> <p>2 部長及び総合事務所長は、知事表彰を受ける職員として適当であると認める者が部長表彰又は総合事務所長表彰を受けることなく速やかに知事表彰を受ける必要があると認める場合は、<u>様式第2号</u>により知事に推薦することができる。</p> <p>3 知事は、企業局及び病院局の局長、議会、人事委員会及び監査委員の事務局長並びに教育長から、<u>様式第2号</u>により知事表彰を受ける職員として適当である者の推薦を受けることができる。</p> <p><u>様式第1号</u> 略</p>

第2条 鳥取県職員表彰規程の一部を次のように改正する。

様式第2号を削る。

附 則

この訓令は、平成30年9月21日から施行する。